

「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」案の パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」案について、都民の皆様の御意見を令和2年1月30日から同年2月28日まで募集し、以下のとおり50件の御意見をいただきました(御一人から複数の御意見をいただいた場合には、それぞれ別に記載しています。)

第2期計画(案)の取りまとめに当たっては、いただいた御意見を参考とさせていただきます。また、今後、計画を推進するに際しての参考ともさせていただきます。

○全体についての御意見

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
1	理念	仕事も家事もでき、子供の笑顔にもたくさん会えるという社会、働いてなくても子供はみんな育てるという社会づくりが進むことを願う。	計画案では、理念として、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現や、社会全体で子供と子育て家庭を支援することを掲げています。 また、理念の実現に向け取り組む方向性を5つの目標を設定し、約360の計画事業を進めることとしています。
2	子供の表記	本計画の根拠は、子ども・子育て支援法である以上、計画中の表記は「子供」ではなく「子ども」とすべき。	常用漢字表で定められた漢字を使用することとしています。
3	教育との連携	本計画の内容が、教育振興基本計画(東京都教育ビジョン)への反映されるようにすべき。	引き続き、都教育委員会と連携しながら取組を進めていきます。
4	審議経過	審議経過の記載について	計画策定・公表に当たり、東京都子供・子育て会議の開催経過等を記載します。 なお、当該会議の資料及び議事録については、東京都福祉保健局ホームページに掲載しています。
5	質の確保	確保方策について、量だけでなく質の確保をどうするかの視点を入れた記載をすべき。	子供・子育て支援施策については、量の確保とともに質の確保・向上が重要であることは、ご指摘のとおりです。 本計画においては、第3章において、目標ごとに、質の確保・向上を含めた取組内容を盛り込んでいます。
6	関連法	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)を、本計画に反映させるべき法律として記載すべき。	計画の性格の項で掲げている法律は、本計画策定の直接的な根拠法です。 本計画は、福祉・保健・医療・雇用・教育等にわたる子供・子育て支援の総合計画であり、成育基本法も関連する様々な法律に含まれるものです。

○個別の部分についての御意見

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
7	妊婦健康診査	妊婦健診を無償化してほしい。	妊婦健康診査は、区市町村が実施主体であり、自己負担の有無や金額は各自治体の判断に委ねられています。 都は、妊婦健康診査や医療機関の受診促進のための普及啓発や悩みを抱える方への相談支援等を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業を通じ、妊娠期の面接や、必要な支援に取り組む区市町村を支援していきます。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
8	乳幼児期の子育て	乳幼児の発達に良い姿勢で抱っこをすることで、赤ちゃんは落ち着き、親も落ち着いて自身をもって育児ができ、愛着形成を促す効果が期待できる。 子育てスキルの提供や、子育て支援にかかる研修実施の際など様々な場を通じて、適切な抱っこの姿勢及び抱っこ紐の安全で適切な使用方法を普及させるべき。	ご指摘の取組は、区市町村が実施する両親学級等において実施されています。 都は、研修等を通じて、地域における母子保健サービスの維持・向上に努めていきます。
9	地域の子育て支援	個別的なアウトリーチ支援による支援を、全ての子育て家庭に実施することが必要である。 全ての子供に家庭以外の複数の社会ネットワークの中に置くことを義務化することが必要である。	東京都は、産前産後の体調不良などにより家事や育児が困難な家庭に対する育児支援ヘルパーや傾聴ボランティアの派遣など、区市町村が地域の実情に応じて実施するアウトリーチ型支援を包括補助等で支援しています。 また、平成31年度から、公的支援につながない子供がいる家庭等に調理を行うヘルパーを派遣する取組への支援を開始しました。 令和2年度からは、未就園児等がいる家庭を訪問し、状況の把握を行う区市町村に対して、必要な経費の助成を行います。
10	児童虐待対応	児童福祉司などのソーシャルワーカーの心のケアが必要	東京都では、人材育成等や各児童相談所のスーパーバイザーの役割を担う児童福祉や児童心理の専門課長の配置など、体制の強化を進めてきています。 また、区市町村の児童家庭相談の一義的な窓口である子供家庭支援センターにおける、虐待対策コーディネーターの配置を支援し、組織的な対応力の向上を図っています。
11	児童虐待対応	母親と子供との関係性だけでなく、男性、父親の課題に対応する姿勢が見られない。	子供と家庭の支援に当たっては、家族全体の課題を把握し、関係機関が連携することが重要です。東京都では、様々な観点から家庭をアセスメントし、各機関と密接に連携し、必要な支援を進めることとしています。
12	保育サービスの充実	子供を産み育てながら働きたいが、保育所に入れないと働けない。 小規模保育事業所が増えても、保育所の3歳児クラスへの入所が困難になる。 保育所にきょうだいがいる場合は、優先して同じ保育所に通わせてほしい。	保育の実施主体は区市町村であり、東京都は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援しています。
13	保育所の機能	保育所は地域の子育ての相談場所であり、家族や地域の人とのかかわりを取り戻す、実家のような役割を果たす施設になり、子供の笑顔は素晴らしいことを発信する場所に変化していかなければならない。 働いていなくても、短い時間の仕事でも、地域の保育園では子育てを応援する、その保育料も平等に無償化されるなどが必要である。	保育所は、入所する子供を保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子供の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担っています。 東京都は、保育所における地域子育て支援に取り組む区市町村及び事業者を支援する独自の補助を実施しています。 全ての子供についての無償化の御意見について、参考にさせていただきます。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
14	東京都認証保育所の役割	東京都認証保育所は、利用者の意思で保育所を選ぶことができる直接契約である。保護者が自分の意思で保育園を選べることは、子育てをする上で大切なことである。東京都認証保育所制度は、10年後、20年後に、更に柔軟に地域に溶け込んでいき、子育てを楽しむ人たちに囲まれた街づくりに貢献できる存在になるはずである。	大都市の特性に着目した東京都独自の認証基準により設置される東京都認証保育所は、利用者との直接契約により、利用者本位のサービスを積極的に提供するなど、多様化する保育ニーズに柔軟に対応しており、都の保育施策の重要な柱の一つとなっています。今後とも、区市町村と連携しながら認証保育所の取組を支援していきます。
15	保育士等キャリアアップ研修支援事業	キャリアアップ研修については、研修会場が区部に集中し、市部での実施機関が少なく、申込枠がすぐになくなってしまふ。多摩地域における、研修機関の更なる充実に向けた取組を要望する。	東京都は、研修対象者に対し受講料を負担させることなく研修が提供できるよう、研修実施機関に対する運営費を支援しています。令和元年度からは、研修の実施に取り組む区市町村に対する支援を開始するなど、より多くの研修が実施されるよう取組を進めています。
16	医療的ケア児の保育	医療的ケア児が「居宅訪問型保育事業」を受ける際も、保育所と提携し、集団保育に参加できる機会をもてるようにすべき。	東京都は、区市町村が医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、保育所に看護師等を配置する経費や、保育士を加配する経費及び保育士が医療的ケアを行うために必要な研修受講にかかる経費等の支援を行っています。
17	保育業務の効率化	ICTの活用による業務の効率化を追記することや、AI(人工知能)導入で、保育園の申込者を各保育園に割り振る事務の省力化を図り、人件費の削減を図ってほしい。	東京都は、書類作成の業務等を支援するシステム導入に取り組む保育事業者を支援しています。また、令和2年度、事務負担軽減等の業務効率化に向けた調査を実施します。
18	病児保育等	民間の病児保育施設との更なる連携や地域の小児科医のバックアップ体制整備の上で、キャンセル待ちをせず、全ての人が利用可能な病児保育、断らない病児保育を構築すべき。	東京都は、病児保育施設の利用を希望する方が、インターネットで施設の空き状況の照会や予約を行えるよう、システムを構築する区市町村を支援しています。
19	保育所の対応	きょうだいの一人が病気になり看病で仕事を休んだ場合に、病気でない他のきょうだいの保育園への登園について、拒否することがないよう、統一的な指導をお願いしたい。	保育所の利用調整は、国の「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」等に基づき、保育の実施主体である区市町村が行っています。
20	障害児施策	児童発達支援センターにおいて、発達障害の診断名の有無にかかわらず、ちょっとした親の不安を解消するに当たっての相談対応がされるようにしてほしい。	東京都は、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的施設としての役割を果たせるよう、令和元年度から児童発達支援センターに対し、支援を行っています。
21	障害児施策	中央区では「育ちのサポートカルテ」を発行し、幼稚園・保育所・小学校などで育ての課題について共有したり、関係機関連携強化を図っている。都において、各自治体での導入に対する財政支援を行ってほしい。	ご要望として承ります。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
22	障害児施策	教育や保育現場において、子供達の苦手な能力を伸ばすためのプログラムを児童精神科医と連携し積極的に導入することを期待する。(例えば、読み書き障害(ディスクレシア)に対する『T式ひらがな音読支援』など)	東京都では、大学教授等の専門家と連携し、児童・生徒の学習のつまずきの状況を把握し、支援するためのアセスメントを開発し区市町村教育委員会を通じて小・中学校等に周知・普及を行っています。 また、現在は東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に基づき、知的障害や発達に課題のある児童・生徒への効果的な指導方法の研究・開発を、専門家との連携のもと進めています。
23	障害児施策	医療的ケア児就学コーディネーターを各自治体に配置してほしい。	東京都では、医療的ケア児の支援を総合調整する役割を担う医療的ケア児コーディネーターの養成を行っており、医療的ケア児の支援の充実に向け今後も養成に努めてまいります。
24	障害児施策	医療的ケア児者の全員の方を把握(実数把握)し、ニーズへの対応をして欲しい。 また、医療的ケア児も含めた重症心身障害児放課後等デイサービスなど、医療的ケア児も含めた重症心身障害児の発達支援の数を増やしてほしい。	現在、各区市町村において医療的ケア児の支援に関する協議の場の設置が進行中であり、その中で各自治体毎に医療的ケア児の実態把握への取組が行われています。都としては各自治体の動向も踏まえつつ、医療的ケア児のニーズの把握や対応について検討していきます。 また、医療的ケア児を含む重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所の設置促進のため、設置者負担に対する特別助成を実施するとともに、区市町村が実施する施設・事業の立ち上げに係る取組等を支援しています。
25	医療的ケア児の保育	保護者の負担軽減や、ケアの内容の充実にもつながることから、医療的ケア児のきょうだいが、優先して保育所に入所できるようにすべき。	東京都は、区市町村が医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、保育所に看護師等を配置する経費や、保育士を加配する経費及び保育士が医療的ケアを行うために必要な研修受講にかかる経費等の支援を行っています。 また、保育所の利用調整は、国の「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」等に基づき、保育の実施主体である区市町村が行っています。
26	がん治療	がんや難病の治療をする保護者の仕事との両立、子供の学校・保育所の継続などについて地域で支え、本人は治療に専念できるよう包括的な支援体制の構築をしてほしい。	東京都では、都民が、がんに関する理解を深め、がんの患者や経験者の方が、必要な支援を受けながら、罹患する前と変わらず自分らしく生活を送ることができるよう、東京都がん対策推進計画に基づき、がん対策を推進しています。
27	がん治療	各自治体に両立支援コーディネーター(独立行政法人労働者健康安全機構)の配置がされるよう、財政支援をしてほしい。	両立支援コーディネーターについては、現在、国において配置の取組が進められております。御意見として、参考にさせていただきます。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
28	がん治療	がん治療後に免疫力低下した子供へのワクチン再接種費用助成を、都として検討してほしい。	再接種に関して助成を行っている区市町村に対して、令和2年度から都としても支援を開始し、治療後の再接種を行う方々の経済的負担の軽減を図っていきます。
29	がん治療	「AYA世代がん患者の生活就労支援」について記載すべき。	東京都では、AYA世代や働く世代等の患者及び家族が、ライフステージに応じた適切な治療や支援を受けられることを目指して、東京都がん対策推進計画に基づき、がん対策を推進しています。
30	その他	「8050問題」、老々介護、認知症、自殺予防、児童虐待など難しい福祉課題へのアプローチが総合窓口を通じ、迅速適切になされることを期待する。	東京都は、地域住民の複合的な課題や、はざまの課題に対応するため、地域の実情に応じた相談支援体制の充実を図っていきます。
31	健康教育	健康教育の推進を追記すべき。その際、医療者と連携した学校におけるがん教育、健康教育の充実に期待する。	都教育委員会は、児童・生徒が主体的に健康を保持増進する態度を養うため、外部講師の活用等によるがん教育の推進などに取り組んでいます。
32	災害対応	妊婦や障害のある方の災害時の対応について項目を追加すべき。 その上で、具体的な「個別避難計画」のフォーマットの提示をしてほしい。 また、避難行動要支援者、災害時要援護者全ての方への実際の「個別避難計画」の作成をしてほしい。	妊婦や障害のある方の災害時の対応については、地域防災計画の中で記載をしています。 個別計画のフォーマットについては、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」において示されています。 個別計画は、区市町村が作成主体となっており、都は区市町村の取組みを支援しています。
33	災害対応	地域防災計画と連動して、本計画に災害時対応を位置付けるべき。	地域防災計画は、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する計画です。 引き続き、地域防災計画により、災害時対応の取組を進めていきます。
34	幼保無償化	無償化を契機として、子供の預かりの場の安全性確保の検討をしてほしい。	無償化の対象施設については、学校教育法に基づく設置基準等、各事業法で定める基準を満たすことが求められています。
35	幼保無償化	幼稚園類似施設への幼児教育相当部分無償化の拡大をしてほしい。	現在、国において幼児教育類似施設に対する支援の在り方を検討しており、都としては国の検討状況を注視していきます。
36	幼保無償化	公立幼稚園の「幼保連携型認定こども園」への移行を進めるため、都においても柔軟な制度運用をしてほしい。	東京都は、引き続き区市町村における公立、私立を含めた設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援していきます。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
37	幼保無償化	預かり保育における預かり時間の延長が行えるよう、都の支援をしてほしい。	東京都では、区市町村から一時預かり事業(幼稚園型)を受託し、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」と名付け、独自の支援を行っています。
38	共生ケア	高齢者施設と保育所等の複合施設では、毎日、共通プログラムを盛り込み、日々の共生ケアが実施できるよう、柔軟な制度運用への理解・支援をしてほしい。	保育所等では、保育所保育指針に基づき保育が実施されており、指針では、保育所等は、子供の生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮することとされています。
39	共生ケア	学校においても、高齢者等がその経験を活かした子供たちとの交流・学びの場を積極的に作ってほしい。	東京都では、学校を拠点に放課後等の学習支援や安全安心な居場所づくりなど、高齢者も含めた地域の様々な人材の参画を得た取組を行う区市町村を支援し、地域全体で子供の教育に取り組む活動を推進しています。
40	予防接種	予防接種の充実に関する事項を追記した上で、小児インフルエンザワクチンへの助成なども都で検討してほしい。	国は、予防接種施策の推進に当たっては、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較衡量することとしています。 東京都は、予防接種対策をより一層充実するとともに、継続的・安定的な制度を構築するよう、国に要望しています。
41	予防接種	HPVワクチンについて、正確な情報伝達をしてほしい。	HPVワクチンについては、都のホームページにおいて「予防接種制度」の説明、区市町村の窓口の案内を行うとともに、ワクチンの接種に関する国の情報提供ページ、相談窓口、接種後に生じた症状についての専門的な診療を行う協力医療機関の情報等を提供しています。
42	児童相談所等	目標4に、特別区の児童相談所設置の推進について、追記してほしい。	特別区の児童相談所の設置については、各区の判断で行うことになっています。 なお、令和2年3月に策定予定の東京都社会的養育推進計画に中核市・特別区の児童相談所設置に向けた都の取組について記載することとしています。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
43	児童相談所等	基礎自治体と各機関との連携協定拡大をしてほしい。 都の児童相談所と警察と基礎自治体との三者協定も必要と考える。	東京都では、区市町村と東京都との役割分担を踏まえ、「虐待対応等における連絡・調整方法等を定めた児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」に基づき、それぞれの機能を発揮しながら、児童と家庭への支援を行っています。 また、令和元年度から児童相談体制に係る区市町村との合同検討会を立ち上げ、効果的な連携方法を検討しています。 警察との情報共有については、児童相談所が対応した事案のうち、虐待に該当しないケースなどを除き、リスクが高いと考えられるケースを全て共有することとしています。
44	小児慢性特定疾病児童等自立支援	病室などとICTでつないだ「同時双方向型授業配信」が出席扱いとなったことを踏まえ、それら技術を用いた教育機会の提供拡大を記載してほしい。	東京都では現在、遠隔操作型のロボットの試行的活用などを通じて、病気療養などにより通学困難な児童・生徒の学習機会の拡大を図っているところです。今後、より効果的なICT機器の活用についてさらに検討を進めていきます。
45	不登校への対応	不登校の子供たちに寄り添ったアセスメントを実施し、たとえ学校へいけていなくても、一人ひとりが充実した時間を送れているか、丁寧な分析と課題の解決をしてほしい。	都教育委員会は、不登校児童・生徒を支援するための教職員向けガイドブックに、「多様な要因・背景が複雑に関連して起こる不登校の支援に際しては、学級担任をはじめ、養護教諭等の他の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による多角的なアセスメントにより、一人一人の状況に応じた支援を行うこと」を掲載するなど、丁寧な分析と個に応じた対応の在り方を示しています。
46	不登校への対応	ICTを用いて自宅学習の充実が図られるなら、その手立ても積極的に導入してほしい。	東京都教育委員会は、不登校児童・生徒が自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱いに関する文部科学省からの通知や、ICTを活用した効果的な不登校児童・生徒への支援の事例を周知するなどしています。
47	妊婦・子供の受動喫煙等	胎児・妊婦の受動喫煙防止について盛り込むべき。	東京都では、ホームページやリーフレット等で未成年や胎児、妊婦の喫煙・受動喫煙防止を啓発するとともに、区市町村における妊婦等に対する普及啓発を支援しています。 また、令和2年度に妊婦及びその家族に対し、たばこ及び受動喫煙の健康影響について伝えるため、両親学級等で活用いただける普及啓発資材を作成します。今後も引き続き妊婦等に対する普及啓発を実施していきます。

No.	事項	御意見(要旨)	都の考え方
48	妊婦・子供の受動喫煙等	公園だけでなく、子供が利用する観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地などでの禁煙規定が不可欠である。	東京都では改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例により、2人以上の人が利用する施設は原則屋内禁煙となります。喫煙する際に、受動喫煙が生じないように配慮する義務も規定されています。屋外における受動喫煙防止対策の取組については、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援しているところです。引き続き、受動喫煙の健康影響について普及啓発を実施していきます。
49	禁煙に係る教育・啓発	子供の時から喫煙をしないことの教育、啓発が不可欠である。	未成年の喫煙防止対策として、喫煙や受動喫煙の健康影響などを盛り込んだ小中高校生向けの副教材や教育動画等の作成やホームページ等での解説、未成年者喫煙防止ポスターコンクールなどによる普及啓発を行い、未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進しています。
50	禁煙治療	禁煙治療費の助成を行う(特に子供・妊婦と同居する喫煙者)べき。	禁煙治療費については、区市町村が禁煙治療に関して助成を行う場合に、都が補助を行い、区市町村の取組を支援するほか、都内のニコチン依存症治療に保険適用が可能な医療機関をホームページに掲載し、禁煙治療を受けやすい環境づくりに取り組んでいます。